

## 12 供給処理施設

### (1) 供給処理施設

#### ① 対象施設一覧

No.	施設名	地区	運営形態	建築年度	経過年数	耐用年数	延床面積 (㎡)	収入 (千円)	支出 (千円)
1	し尿処理事務所	奈留	直営	S51	43	24	57	0	0
2	福江衛生センター	福江	直営	S56	38	50	1,611	0	134,168
3	枕島地区し尿収集車庫	福江	直営	S61	33	24	20	0	0
4	五島西部衛生センター (し尿処理施設)	岐宿	直営	S62	32	50	1,709	0	37,284
5	黄島町し尿収集車格納庫	福江	直営	S63	31	24	12	0	0
6	奈留衛生センター (し尿処理施設)	奈留	直営	H1	30	50	345	0	351
7	最終処分場管理棟	奈留	直営	H4	27	24	16	0	0
8	奈留一般廃棄物最終処分場	奈留	直営	H7	24	50	197	0	3,839
9	奈留粗大ごみ圧縮減容化施設	奈留	直営	H7	24	38	106	0	704
10	三井楽町清掃センター	三井楽	直営	H8	23	50	1,008	665	1,583
11	市小木地区飲料水供給施設	福江	直営	H9	22	50	13	0	161
12	奈留清掃センター	奈留	直営	H9	22	50	776	1,708	18,461
13	富江クリーンセンター	富江	直営	H10	21	50	1,278	1,290	30,813
14	一般廃棄物最終処分場 浸出水処理設備	福江	直営	H12	19	50	601	0	11,528
15	五島市リサイクルセンター	福江	直営	H12	19	50	1,514	709	87,996
16	福江リサイクルセンター 井水淡水化装置	福江	直営	H13	18	50	9	0	1,897
17	福江清掃センター	福江	直営	H15	16	50	5,223	7,275	521,528
合計							14,495	11,647	850,313

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

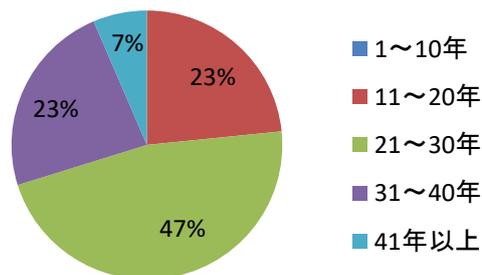
※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

供給処理施設の全17施設を築年数で見ると、築後21～30年がもっとも多く8施設47%、次いで築後11～20年の施設と築後31～40年の施設が4施設ずつでそれぞれ23%、築後41年以上の施設が1施設で7%という状況です。

ごみ処理施設は、施設の耐用年数は経過していないものの、施設全体の整理が進められているため、今後は使用しない施設が出てくることが見込まれます。



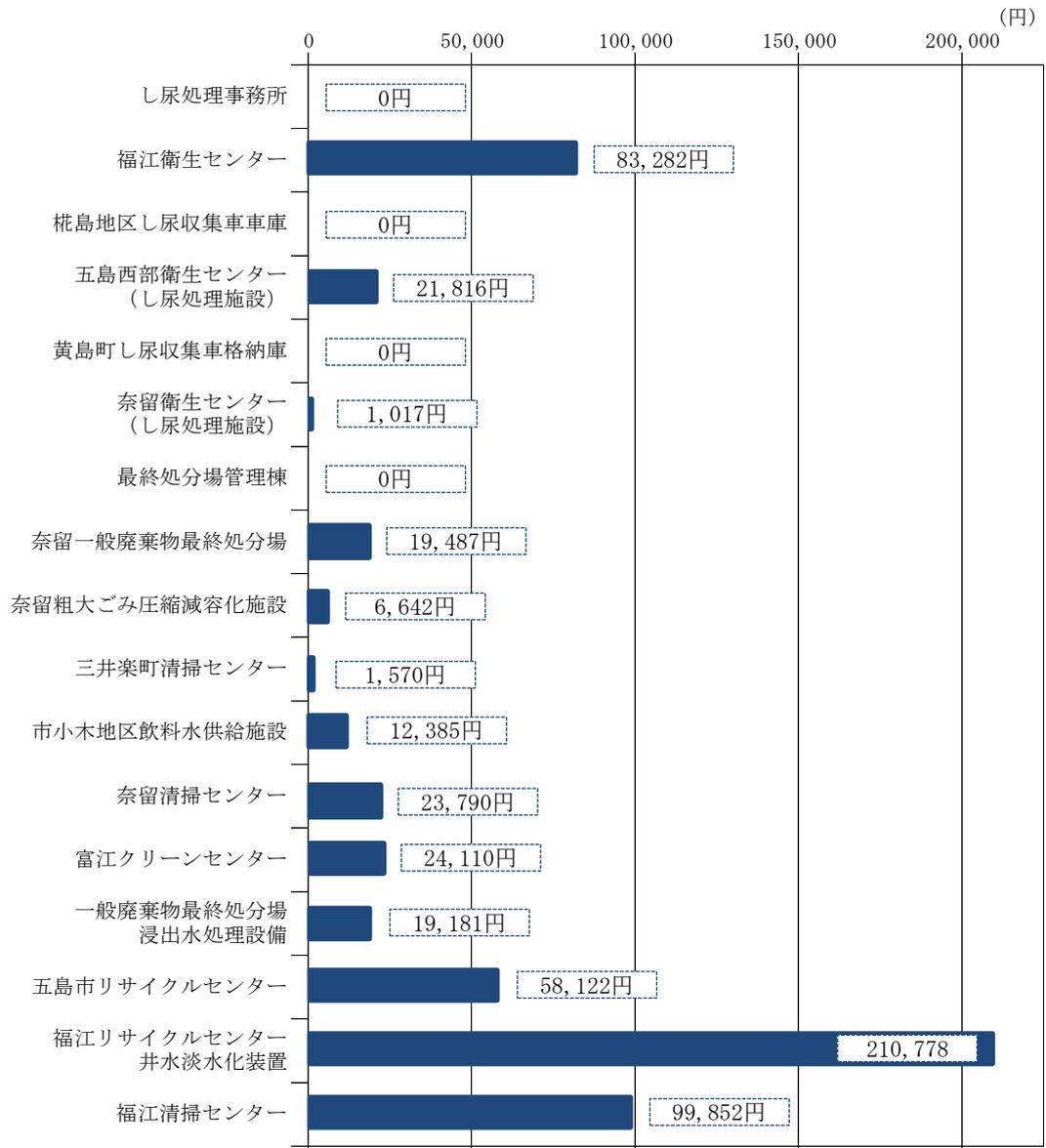
### イ 利用状況

供給処理施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

No.	施設名	利用者数(人)	No.	施設名	利用者数(人)
1	し尿処理事務所	0	10	三井楽町清掃センター	1,304
2	福江衛生センター	38,490	11	市小木地区飲料水供給施設	9,150
3	梶島地区し尿収集車庫	144	12	奈留清掃センター	4,712
4	五島西部衛生センター (し尿処理施設)	7,590	13	富江クリーンセンター	5,802
5	黄島町し尿収集車格納庫	47	14	一般廃棄物最終処分場 浸出水処理設備	1,821
6	奈留衛生センター (し尿処理施設)	2,359	15	五島市リサイクルセンター	14,927
7	最終処分場管理棟	0	16	福江リサイクルセンター 井水淡水化装置	4,760
8	奈留一般廃棄物最終処分場	0	17	福江清掃センター	18,642
9	奈留粗大ごみ圧縮減容化施設	2,359			

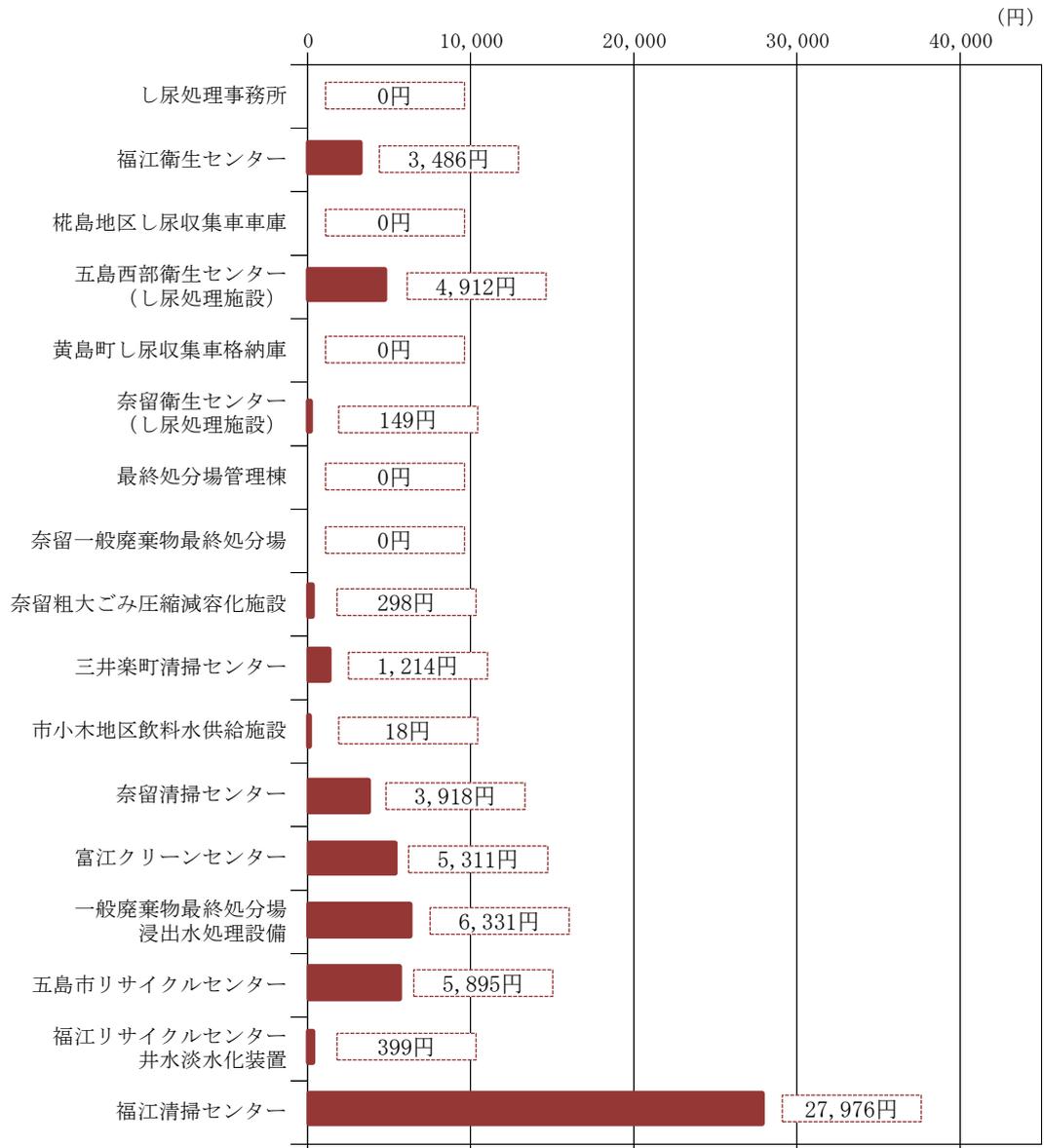
ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



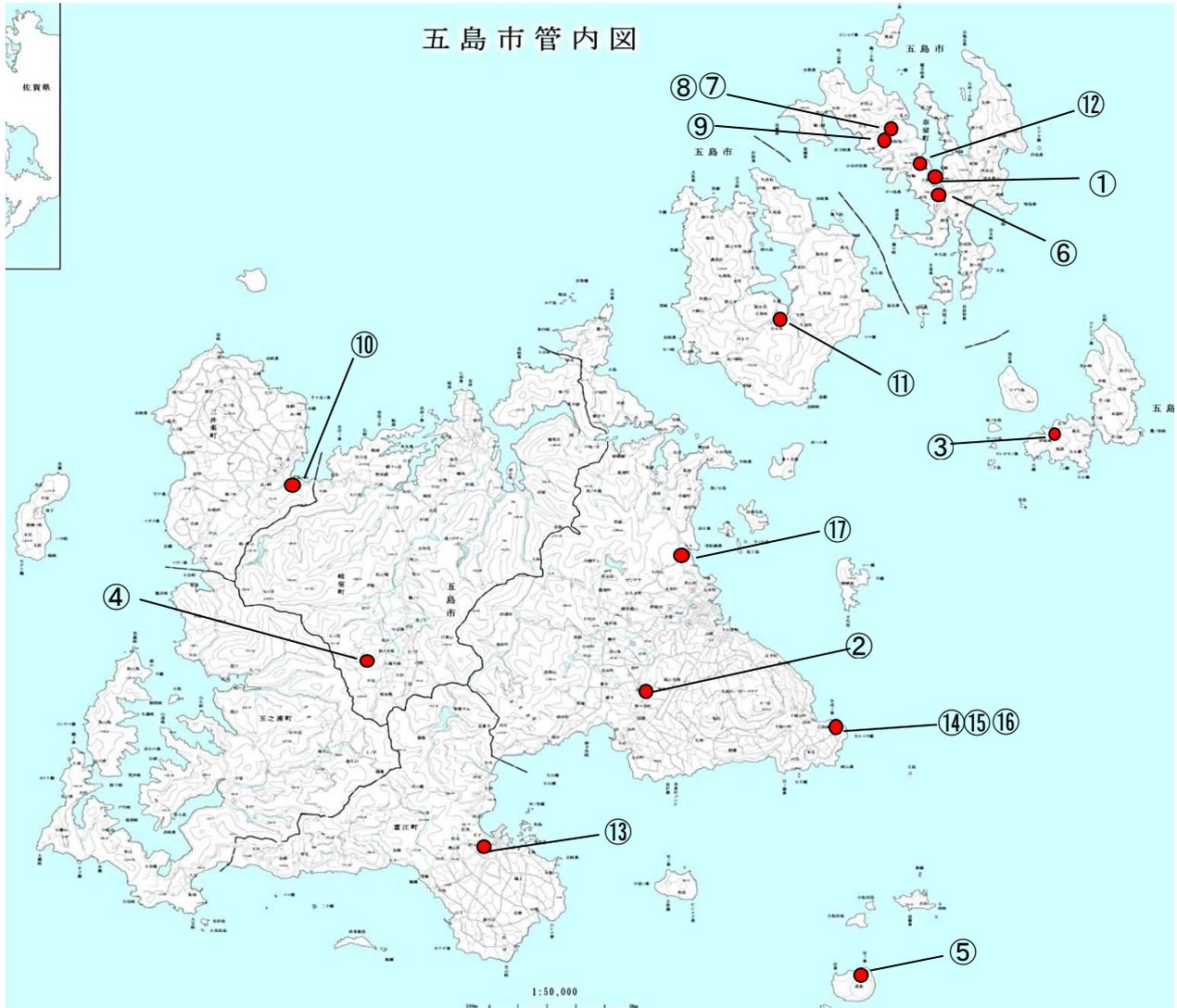
エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



No.	施設名	No.	施設名	No.	施設名
①	し尿処理事務所	⑦	最終処分場管理棟	⑬	富江クリーンセンター
②	福江衛生センター	⑧	奈留一般廃棄物最終処分場	⑭	一般廃棄物最終処分場 浸出水処理設備
③	枕島地区し尿収集車庫	⑨	奈留粗大ごみ圧縮減容化施設	⑮	五島市リサイクルセンター
④	五島西部衛生センター (し尿処理施設)	⑩	三井楽町清掃センター	⑯	福江リサイクルセンター 井水淡水化装置
⑤	黄島町し尿収集車格納庫	⑪	市小木地区飲料水供給施設	⑰	福江清掃センター
⑥	奈留衛生センター (し尿処理施設)	⑫	奈留清掃センター		

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

廃棄物中間処理施設（ごみ・し尿）及び収集運搬用施設は、市内で発生する可燃ごみ、資源ごみ、し尿、浄化槽汚泥などの一般廃棄物を適正に処理するための施設と二次離島の廃棄物を収集運搬するための施設があります。

最終処分場関連施設は、市内で発生する不燃ごみ及び中間処理残渣（焼却灰など）の埋め立て処分を行う最終処分場の浸出水を浄化するための施設です。

飲料水供給施設は、上水道及び簡易水道の給水区域外に居住する市民へ、安全な生活用水を供給するための給水施設となっています。

#### イ 現状と課題

可燃ごみ焼却施設については、現在、新焼却施設を建設中であり、令和元年度から新焼却施設へ処理を移行する予定になっております。今後は既に休止となっている施設を含め、余剰となった施設を順次解体していきます。

し尿処理関連施設については、平成27年度末までに各施設の延命化工事及び部分保全を実施しており、今後約15年間は現行の施設を利用して収集、処理業務を継続していきます。

最終処分場関連施設に関しては、既に市内で発生する不燃ごみは、すべて福江一般廃棄物最終処分場で埋め立て処分されています。このため、奈留地区にある最終処分場関連施設は休止している状態であり、今後、順次解体していきます。

飲料水供給施設は、現段階では現在の施設を維持保全しながら利用を継続していく予定ですが、今後、利用者の減少も見込まれることから改めて施設整備方針を検討する必要があります。

#### ウ 今後の施設の考え方

一般廃棄物の収集運搬及び処理に係る事務は自治体の重要な責務です。このため一般廃棄物処理施設については集約化や効率化を図りながら必要最低限の施設を保持することを基本方針としており、施設の集約化により余剰となった施設については順次解体を実施します。

飲料水供給施設については、上水道及び簡易水道給水区域外に居住する住民に対し、生活に必要な飲料水を供給するための施設であるため、人口が減少したとしても住民が生活している限り施設を維持存続する必要があります。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

第1期 (H30～R8)	第2期 (R9～R18)	第3期 (R19～R28)	第4期 (R29～R38)
福江リサイクルセンター 井水淡水化装置 福江清掃センター	福江衛生センター 五島西部衛生センター (し尿処理施設) 最終処分場管理棟 奈留一般廃棄物最終処分場 奈留粗大ごみ圧縮減容化施設 三井楽町清掃センター 富江クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場浸出水処理設備	し尿処理事務所 奈留衛生センター (し尿処理施設)	枕島地区し尿収集車庫 黄島町し尿収集車格納庫 市小木地区飲料水供給施設 奈留清掃センター 五島リサイクルセンター

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

No.	施設名	方向性	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1	福江リサイクルセンター井水淡水化装置	現状維持		更新							
		説明	福江リサイクルセンター等で使用する水の供給施設であるため施設が存続する間は定期的に更新を行います。								
2	福江清掃センター	集約化		集約化							
		説明	施設の建替えに合わせて富江クリーンセンターの機能を集約化します。								

※第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設